

## 役員会議等への E-mail を活用した通信手段の導入に係る事務取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、新たな情報伝達の構築の一環として、役員会議等の連絡への E-mail を活用した通信手段を導入することにより、事務処理の迅速化の確保など効率的、効果的な運用を図るために必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、「役員会議等」とは、次の会議とする。

- (1) 理事会
- (2) 運営会議
- (3) 正副会長会議
- (4) 支部長会議
- (5) 委員長会議及び委員会
- (6) その他役員を対象として開催する会議

(送受信文書の種類)

第3条 送受信する文書の種類は、次の各号に掲げる文書とする。

- (1) 会議の開催通知に関する文書
- (2) 会議への出席、欠席及び委任に関する文書
- (3) 会議に提案する議題、報告等に関する文書
- (4) 緊急に役員の見解聴取及び情報提供に必要な文書
- (5) その他会長が必要と認める文書

(対象者)

第4条 対象者は、次の各号に定める者とする。

- (1) 岐阜県建築士会定款第16条に定める役員
- (2) 岐阜県建築士会定款施行細則第2条に定める支部長
- (3) 岐阜県建築士会定款第55条第2項に基づき会長が委嘱した委員会の委員
- (4) 岐阜県建築士会定款施行細則第20条第2項に定める運営会議構成員

(登録)

第5条 対象者は、E-mail アドレスの登録に努めなければならない。

2 前項の E-mail アドレスの登録をしようとするものは、様式1により会長あてに承諾書を提出するものとする。

3 E-mail アドレスの登録者は、E-mail アドレスを変更した場合には、様式2により、また、事情変化等により登録を抹消しようとする場合は、様式3により速やかに会長に提出するものとする。

(利用制限)

第6条 登録された E-mail アドレスは、第3条に定める文書以外に利用することはできないものとする。ただし、本人からの目的以外について承諾があった場合にはこのかぎりでないものとする。

(未登録者の文書の收受)

第7条 E-mail アドレスの未登録者に対する文書の收受については、郵送または当日渡しなど従前の例により行うものとする。

(細則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に会長が定める。

附 則

この要綱は、平成22年6月21日から施行する。

この要綱の一部改正は、平成25年4月1日から施行する。

様式 1

## E-mail アドレスの登録承諾書

私は、役員会議等への E-mail を活用した通信手段の導入に係る事務取扱要綱第 5 条第 2 項の規程に基づく、下記の E-mail アドレスを本会に登録することを承諾します。

登録する E-mail アドレス

---

令和 年 月 日

公益社団法人 岐阜県建築士会  
会 長 様

支 部 名  
役職名等

(署 名)

氏 名

※E-mail で提出した場合の本人確認は、アドレスをもってし、署名とみなし省略できるものとする。

様式2

## E-mail アドレスの登録承諾書

私は、E-mail アドレスを変更したので、役員会議等への E-mail を活用した通信手段の導入に係る事務取扱要綱第5条第3項の規程に基づく、下記のとおり届出します。

登録する E-mail アドレス

---

変更前の E-mail アドレス

---

令和 年 月 日

公益社団法人 岐阜県建築士会  
会 長 様

支 部 名  
役職名等

(署 名)

氏 名

※E-mail で提出した場合の本人確認は、アドレスをもってし、署名とみなし省略できるものとする。

## E-mail アドレスの登録抹消届出書

私は、のため、役員会議等への E-mail  
を活用した通信手段の導入に係る事務取扱要綱第5条第3項の規程に基づく、  
既に登録してある下記の E-mail アドレスを削除するよう届出します。

削除する登録する E-mail アドレス

---

令和 年 月 日

公益社団法人 岐阜県建築士会  
会 長 様

支 部 名  
役職名等

(署 名)

氏 名

※E-mail で提出した場合の本人確認は、アドレスをもってし、署名とみなし省略できるものとする。